

村上市議会基本条例

(検討結果)

(議員の政治倫理)

第 22 条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

2 議員は、市から活動や運営のすべてに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。

第 22 条に 2 項を追加する。

(改正案)

村上市議会基本条例の一部を次のように改正する。

第 22 条に 2 項を加える。

2 議員は、活動経費の全部を市からの補助金等で運営している団体の役員には就任しないものとする。